

日本脳炎予防接種説明書(13歳以上)

保護者の皆様へ： 必ずお読みください。

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、国の指示により平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内をおこないませんでした。(積極的勧奨の差し控え)

その後新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常どおり受けられるようになり、平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた13歳以上20歳未満までの方は、日本脳炎の予防接種を受けることが出来るようになりました。

1 接種にあたっての注意事項

1) 予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。

■予防接種を受けることができない場合

- ① 明らかに発熱(通常37.5度以上をいいます)がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 接種しようとする乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに含まれる成分によって(※注1)アナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ 現在、妊娠している場合
- ⑥ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

(※注1) アナフィラキシーとは、じん麻疹、口腔や咽頭のアレルギー性腫脹、呼吸障害、血圧低下、ショックなどの症状のこと

【女性への注意事項】

妊娠している者又はその可能性がある者は、予防接種不適当者として原則接種することができませんが、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断された場合のみ接種できます。

接種に当たっては、接種を受ける医師にご相談ください。

■かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めていただく場合

- ① お子様の健康状態が良好でない場合
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する場合
- ③ 予防接種で接種後2日以内に発熱したことがあったり、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- ④ 過去にけいれんの症状をおこしたことがある場合
- ⑤ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑥ 受けるべき予防接種の接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれがある場合

2) 接種当日13歳以上16歳未満の方で、保護者が同伴できない場合は、同意書が必要です。

【注意】 接種時に、保護者が同伴されない場合、予診票の保護者自署欄及び同意書に署名がないと、予防接種を受けることが出来ないのをご注意ください。

接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や中央保健センターに確認してください。予診票に署名するにあたっては、接種について納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

保護者の方が同伴せず、13 歳以上 16 歳未満の方への日本脳炎の予防接種を希望する場合は、保護者の方が説明及び注意事項を事前によくお読みいただき、納得した上で、別添予診票及び同意書に必要事項を記入し、保護者の方が自ら署名してください。接種当日に、保護者の方が署名した別添の予診票と同意書を持参することで、保護者の方が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。

2 接種後の注意

- 少なくとも接種後 30 分は、次のような強い全身症状（アレルギー反応）や体調の変化がないか観察してください。

特に次のような症状があれば、早急に医師や看護師等に伝えてください。

（ 全身症状の例：急に汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましん、吐き気、
嘔吐、声が出にくい、息が苦しい、ショック状態など ）

- 接種当日は激しい運動を避けましょう。
また、入浴は可能ですが、接種部位を強くこすことはやめましょう。
- 接種から 4 週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- 高熱、けいれん、嘔吐、接種部位の腫れがひどいなど異常な症状が出た場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

3 予防接種の効果と副反応について

日本脳炎ワクチンの発症を阻む効果については、75～95%と推定されています。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて希ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

<主な副反応>

日本脳炎ワクチン接種後、発熱、咳、発疹、注射局所の腫れ、発赤、痛みなどがみられることがあります。これらの副反応の多くは接種 3 日後までに見られています。

また、ショック、（※注 1）アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症発症は、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

なお、ADEMや脳炎・脳症の発症は日本脳炎ワクチンに特異的なものではありません。

4 日本脳炎と症状について

日本脳炎は、ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウィルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などが感染しヒトを刺すことによって感染します。コガタアカイエカは暑い日中よりも、日没以降から活動が活発になるため、野外に出る際は蚊避け剤の使用や長袖と長ズボンの着用等衣類を工夫するなど、なるべく蚊に刺されないようにすることは大切な予防法の一つです。ウィルスを持つ蚊に刺された後も、多くは症状なく経過します（過去には、100～1000 人の感染者の中で 1 人が脳炎を発病すると報告されています）が、日本脳炎の症状がでる場合には、6～16 日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の脳の障害を生じます。いったん脳炎症状を起こすと、大多数の方は無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合、20～40%が死亡に至る病気で、回復しても半数程度の方は重度の後遺症が残ります。

近年の日本脳炎患者報告数は、ワクチン接種の推進、媒介蚊に刺される機会の減少、生活環境の変化などにより、その数は著しく減少し、近年では、年間数名程度の発生にとどまっています。

5 日本脳炎のワクチンについて

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウィルスを Vero 細胞(アフリカトリザル腎臓由来株化細胞)で増殖させて得られたウィルスを採取し、ホルマリンで不活化して製造されたワクチンです。

「不活化ワクチン」は、ウィルスを不活化し(=殺し)、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して病原性を無くしてつくったものです。ウィルスとしての働きはないので、日本脳炎同様の症状が出るという副反応はありません(ただし、発熱など、不活化ワクチンで起こりうる副反応が生じることがあります)。

6 予防接種による健康被害救済制度について

- (1) 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障がでるような障害を残すなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- (2) 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- (3) ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、中央保健センターへご相談ください。

【日本脳炎予防接種特例対象者の接種スケジュールについて】

平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方で、第 1 期における接種回数 3 回(1 期 1 回目・1 期 2 回目・1 期追加)と第 2 期の 1 回接種が終了していない方は、未接種分を 20 歳未満の方は接種できる特例措置が設けられています。

【接種回数】平成 23 年 5 月 19 日以前に接種が済んでいる回数により異なります。(上限 4 回)

※日本脳炎予防接種を 4 回(第 2 期まで)接種済の方は、接種の必要はありません。

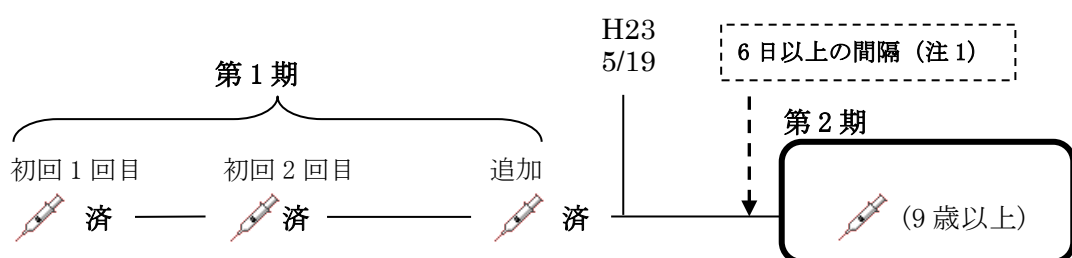
【接種期間】20 歳未満 (20 歳の誕生日前日まで)

【接種スケジュールのパターン】

※母子健康手帳をご確認のうえ、接種内容をお確かめください。

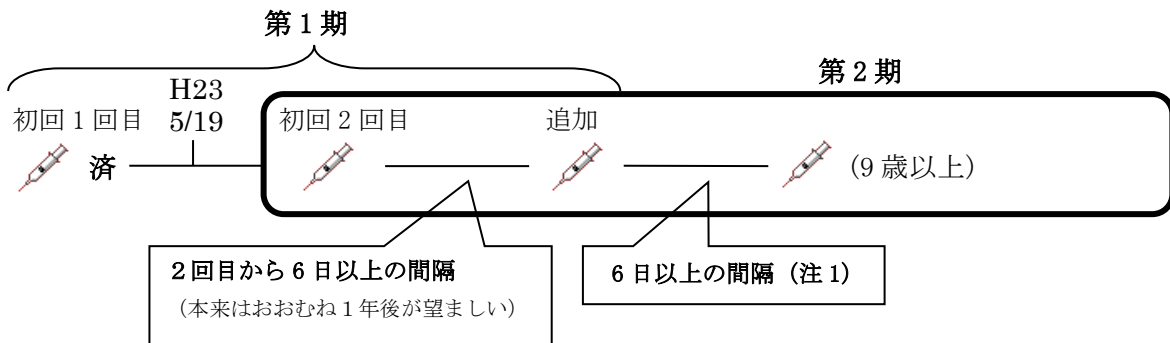
パターン 1 : 第 1 期追加まで接種済の場合

追加終了後、6 日以上あけて第 2 期接種。



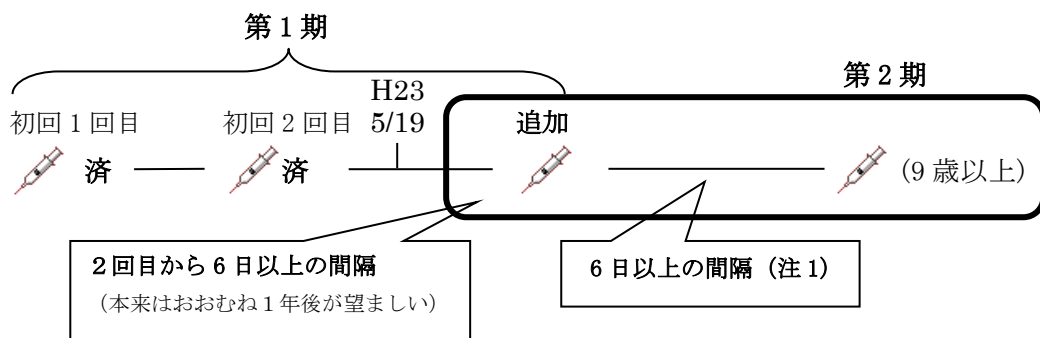
パターン2： 第1期1回目接種済の場合

6日以上あけて2回目と追加接種をし、追加接種終了後、6日以上あけて第2期接種。



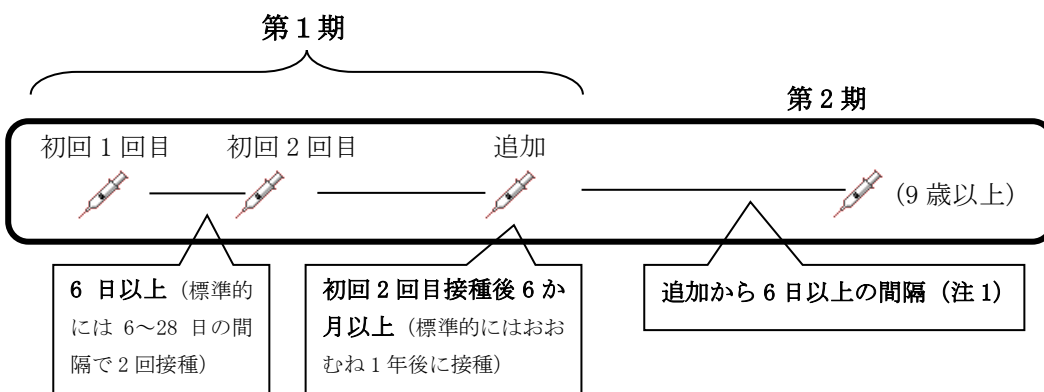
パターン3： 第1期1回目・2回目接種済の場合

2回目から6日以上あけて追加接種をし、追加接種終了後、6日以上あけて第2期接種。



パターン4： H23年5月19日までに日本脳炎ワクチンを一度も接種していない場合

第1期初回接種として6日以上の間隔をおいて2回、6か月以上あけて追加接種をし、追加接種終了後、6日以上あけて第2期接種。



(注1) 本来は第1期追加から免疫獲得の効果をあげるためには5年あけることが望ましいが、20歳誕生日前日までに接種のため、最低6日以上の間隔で接種

パターン1～4にあてはまらない場合、またはわからない場合

：母子健康手帳をご用意のうえ、中央保健センターへご相談ください。

お問い合わせ先： 大町市 民生部 市民課 保健予防係 中央保健センター
電話 23-4400 担当：中村・和田